

○京都府立大学部局長任期及び選考規程

(平成20年京都府立大学規程第32号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号）第14条第3項の規定により、部局長の任期及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(部局長)

第2条 この規程において、「部局長」とは、次の者をいう。

- (1) 各学部長、生命環境科学研究科長及び食の文化学位プログラム長（以下「学部長等」という。）
- (2) 附属図書館長
- (3) 教務部長
- (4) 学生部長
- (5) 入試部長
- (6) 企画戦略部長

(任期)

第3条 部局長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(選考)

第4条 部局長のうち学部長等の選考については、別に定める。

2 第2条第2号から第6号までの部局長の選考については、この規程の定めるところによる。

(附属図書館長等の選考)

第5条 前条第2項に定める部局長の選考は、次の各号の一に該当する場合に、京都府立大学教授の中から、学長が行う。

- (1) 任期が満了するとき。
- (2) 辞任を申し出て、学長が承認したとき。
- (3) 欠員となったとき。

2 前項第1号の場合は、任期満了日の1月前までに、第2号及び第3号の場合は、直ちに選考を行う。

(附属図書館長等の選考に係る意見聴取)

第6条 学長は、前条の選考に当たって、あらかじめ学部長等、附属図書館長、教務部長、学生部長、入試部長及び企画戦略部長の意見を聴くものとする。

(理事長への申出)

第7条 学長は、第5条の規定により選考された部局長予定者及び別に定める手続により選考され、報告を受けた学部長等候補者について、可と決定した場合は、

その任命について京都府公立大学法人理事長に申し出るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2号から第4号の部局長の選考について、平成20年3月31日任期満了に伴い、この規程の施行期日前に選考された部局長は、この規程に基づき選考されたものとみなす。
- 3 第3条の規定にかかわらず、最初の公共政策学部長の任期は、1年とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定にかかわらず、最初の入試部長及び企画戦略部長の任期は、1年10月とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年10月を超えることはできない。

附 則

この規程は、令和5年9月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。